

(令和2年8月28日時点)

① 児童生徒等の同居する家族等が感染した場合

《児童生徒等が濃厚接触者に特定されなかった場合》
・ 個別の事例の状況（PCR検査の受検等）により出席停止とすることができる。
・ 臨時休業は実施しない。

《児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合》
出席停止とする。（詳細は②へ）

② 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合

【児童生徒等の出席停止】

- 開始日：濃厚接触者と特定された日
- 終了日：感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して14日目

【臨時休業について】

保健所、学校医、県教育委員会と相談の上、実施の可否を判断する。

《検査結果「陰性」》
臨時休業を実施している場合は保健所、学校医、県教育委員会と相談の上、終了の時期を判断する。
※出席停止は継続

PCR検査の受検

《検査結果「陽性」》
臨時休業を実施する。（詳細は③へ）

③ 児童生徒等の感染が判明した場合

【児童生徒等の出席停止】

- 開始日：感染の判明した日
※判明前から症状があり、欠席していた場合は最終登校日の翌日から
- 終了日：治癒するまで
※医師等が登校を許可した日の前日まで

【学校の全部を臨時休業】

保健所による濃厚接触者等の特定及び校内の消毒作業等の実施に要する期間（概ね3日間程度 ※土日等を含む）

保健所、学校医、県教育委員会と相談の上、感染者の学校内での状況や地域の感染拡大状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について総合的に判断し、臨時休業の期間・規模を決定する。

【主な検討事項】

- ・ 感染者の学校内における活動の態様
- ・ 接触者の多寡
- ・ 地域における感染拡大の状況
- ・ 感染経路の明否 等

学校内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる場合

- ・ 学校の全部の臨時休業の継続
- ・ 一部(学年や学級)の臨時休業を継続し、その他は登校再開

学校内で感染が広がっている可能性がないと考えられる場合

- ・ 登校再開
- ・ 感染児童生徒等に係る濃厚接触者は出席停止

上記対応を原則として、対応の詳細については個別の事例ごとに保健所、学校医、県教育委員会等と相談の上、阿南市新型コロナウイルス感染症対策本部において、総合的に判断する。